

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

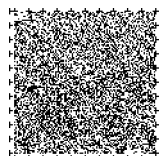
平成26年度版 障害者白書によると、我が国の障がいのある人の概数は、身体障がい者が393.7万人、知的障がい者が74.1万人、精神障がい者が320.1万人となっており、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の6%が何らかの障がいを有していることとなります。そのうち、約半数が身体障がいのある人で、身体障がいのある人の約7割（約265.5万人）が65歳以上の高齢者となっています。また、身体障がいのある人における高齢者の割合は増加傾向にあり、平成3年からの20年間で約2割の増加となっています。

障がいのある人の増加の要因は、障がい福祉サービスを利用するための手帳取得の増加や障がいの重複化、障がいに対する意識の改善など、数多く存在しますが、既述の数値からもわかるように、近年の我が国で大きな要因の1つとなっているのは、高齢化の進行による身体機能低下者の増加です。平成25年には、高齢化率が25.1%と4人に1人が高齢者という時代に突入しました。今後も高齢化率は上昇していくと予想されていることから、障がいのある人の増加も継続していくものと思われます。また、障がいのある人の増加に伴い、障がいのある人のニーズも増加、多様化、複雑化していくため、適正なサービス提供を継続できるような取組みが求められています。それと同時に、障がいに対する理解を深める啓発事業や、障がいとにならないような予防事業、重度化する前の早期発見・早期治療など、障がいのない人に対しても取組みを行っていく必要があります。

国は、平成25年に『障害者自立支援法』を『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法：以下 同）』に改め、障がいのある人の住み慣れた地域での生活を総合的に支援していくことを目的として掲げました。この法律によって、障がいのある人の定義に難病等が追加されたり、障害支援区分（支援を必要としている度合いを示す区分）が変更されたりするなど、今までサービスを利用できなかった人でも必要としているサービスを利用できるようになりました。

また、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、障がい福祉サービスに関する動きもありました。【共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化】、【重度訪問介護・地域移行支援の対象者拡大】、【地域支援事業の追加】が行われることで、住まいの確保や利用できるサービスの増加を見込んでいます。

本市では、平成24年度以降、第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）をもとに、市内の障がいのある人の支援を行ってきましたが、本年度計画の最終年度を迎えました。そのため、計画の見直しを行い、現状に即した新たな計画として第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定することとしました。

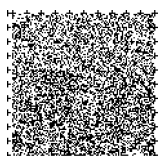


## 2 計画の性格・法的位置づけ

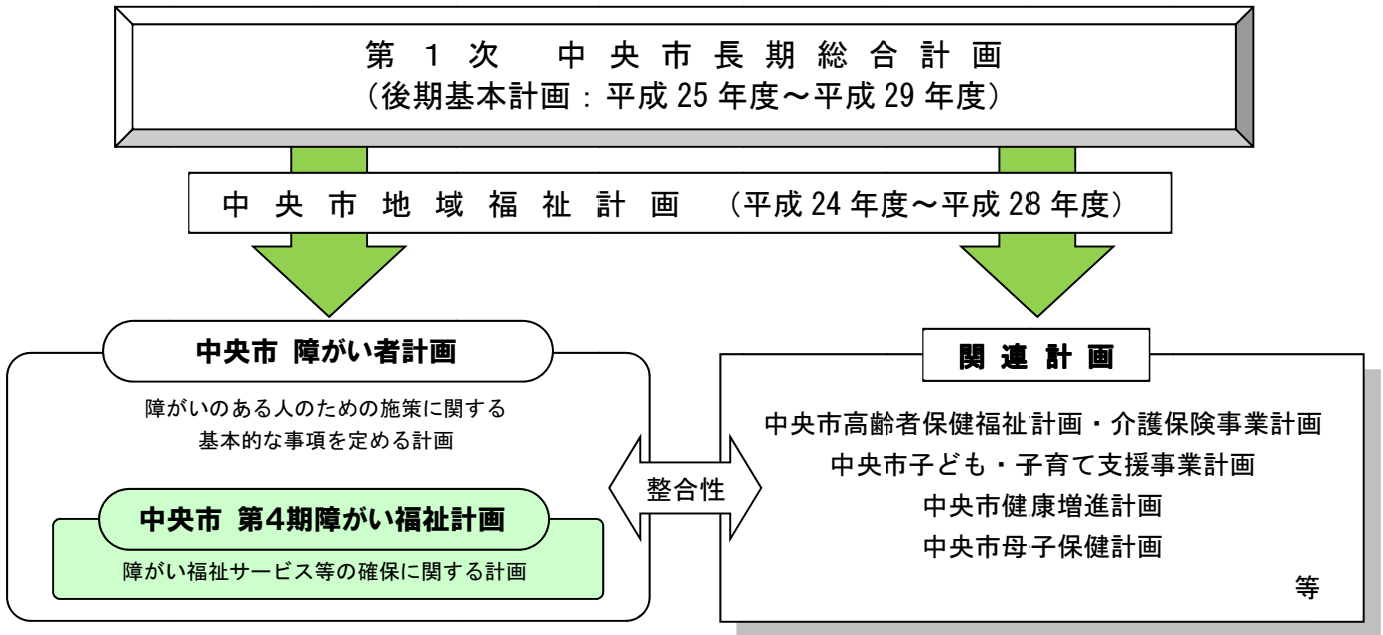
- 『障害者総合支援法』第88条によって策定が求められている市町村障害福祉計画であり、障がいのある人へのサービス提供量を確保するために平成29年度を目標年次とする具体的な数値を定めています。
- 本市の最上位計画である第1次中央市長期総合計画（後期基本計画）をはじめ、地域福祉計画等の関連計画との整合性を持つ計画です。

### < 計画の性格 >

	中央市 障がい者計画	中央市 第4期障がい福祉計画
<b>根拠法令</b>	障害者基本法 第11条 第3項	障害者総合支援法 第88条
<b>位置づけ</b>	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
<b>基本理念</b>	地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現	
<b>基本目標等</b>	<p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援と社会参加の促進</li> <li>② バリアフリーのまちづくり</li> <li>③ 障がい者理解の促進と地域生活支援体制の充実</li> <li>④ 相談体制 及び 情報体制の整備</li> </ul>	<p><b>【基盤整備に関する基本的な視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施</li> <li>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>④ 障がい児支援の提供体制の確保</li> </ul>
<b>計画期間</b>	平成19年度～平成28年度 (自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度)	平成18年度より、3年を1期として策定



< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

この計画は、平成27年度～平成29年度を計画期間としています。計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度計画を見直します。

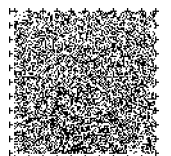
< 計画の期間 >

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者計画（平成19年度～平成28年度）						障がい者計画（平成29年度～）					
第2期障がい福祉計画		第3期障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画					

4 計画の対象者

この計画の対象となる“障がい者”とは、『障害者総合支援法』に規定された、

- ① 『身体障害者福祉法』第4条に規定する身体障がい者
- ② 『知的障害者福祉法』にいう障がい者のうち18歳以上である者
- ③ 『精神保健 及び 精神障害者福祉に関する法律』第5条に規定する精神障がい者（『発達障害者支援法』第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、『知的障害者福祉法』にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ⑤ 『児童福祉法』第4条第2項に規定する障がい児



## 5 障害者総合支援法の施行の主なポイント

平成25年4月、『障害者自立支援法』に代わるものとして、『障害者総合支援法』が施行されました。『障害者総合支援法』は、地域において、障がいのある人が障がいのない人と等しい尊厳を持った生活を送れることを目的とし、そのための支援を総合的に行っていくことを定めています。また、この計画は、『障害者総合支援法』の内容を踏まえて策定されています。

### ① 目的の改正

- 「自立した日常生活 又は 社会生活を営むことができるよう」という目的から、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活 又は 社会生活を営むことができるよう」に改正されました。
- 目的の実現のため、「必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援」に、「地域生活支援事業」を行うことが加えられ、さらにこれらの支援を総合的に行うことが定められました。

### ② 障がい者の範囲の見直し

- これまでの、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいを含む)に、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」が追加され、障がい者の範囲が難病等にも広がりました。

### ③ 障害支援区分への定義・名称の改正

- 「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示す障害程度区分」から、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す障害支援区分」へと定義 並びに 名称が変更されました。

### ④ 障がい者に対する支援・支援の対象者の見直し

- 「共同生活介護(ケアホーム)」が「共同生活援助(グループホーム)」へ一元化されました。
- 「重度訪問介護」の対象者が「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」から「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」と改正され、重度の知的障がい者や精神障がい者も対象になりました。
- 「地域移行支援」の対象者が「施設に入所している障害者 又は 精神科病院に入院している精神障害者」から「施設に入所している障害者 又は 精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」と改正されました。

### ⑤ 地域生活支援事業の見直し

- 目的の実現のために、「地域生活支援事業」を行うことが加えられたことを受け、市町村 及び 都道府県が行う「地域生活支援事業」の必須事業に新規事業が加えられました。

### ⑥ サービス基盤の計画的整備

- 市町村は「障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事業を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努め」、「調査、分析 及び 評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講じるものとする」と法的に定められました。
- 「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体 並びに 障害者等 及び その家族 並びに 障害者等の福祉、医療、教育 又は 雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」と定められているように、当事者や家族の参画が追加されました。
- 自立支援協議会の名称の変更が地域の実情に応じて変更できるよう、「協議会」と明記されるようになりました。

資料:「厚生労働省 障害者総合支援法 法律の概要、新旧対照表」

